

## 第4章 運営と体制

### 第1節 運営

文化的景観の保存にあたっては、現状変更の届出あるいは町（文化的景観担当課）との協議に係る行為のうち、文化的景観への影響が大きい行為については、学識経験者と当該行為に関わる住民及び行政関係者による審査会を設置し、助言・指導を得ることで保存を担保する。

一方でこれまで調査を担当してきた「文化的景観調査委員会」の発展的組織（「文化的景観整備検討委員会」（仮称））が、町として取り組む整備や整備のための調査等について助言を行う。併せて、大江町の景観形成に関する重要事項について審議を行う「大江町景観形成委員会」と連携を図り、将来的にはこれらの一体化も含め組織のありかたについて検討・調整を進め、スムーズな運営により文化的景観の価値向上と良好な景観形成を図る。

保存のための現状変更や協議については、景観担当課と文化的景観担当課、その他土地利用に関する関係法令を担当する部局で窓口や担当内容を調整し、スムーズな運営を目指す。河川や道路などの公共事業については計画段階から情報を収集し、景観の調査の中で得た魅力や住民の意識を踏まえ、より良い事業が行われるよう調整を図る。

また、文化的景観は当地で暮らす住民の生活と切り離せないものである。景観を構成する暮らしを営むのは住民一人一人である。景観に対する認識は個人個人差異があり、また、住民一人一人が思い描く「良好な景観」も個人の暮らしや主観を反映したものであり、絶対的な数字で画一的に定めることのできないものである。

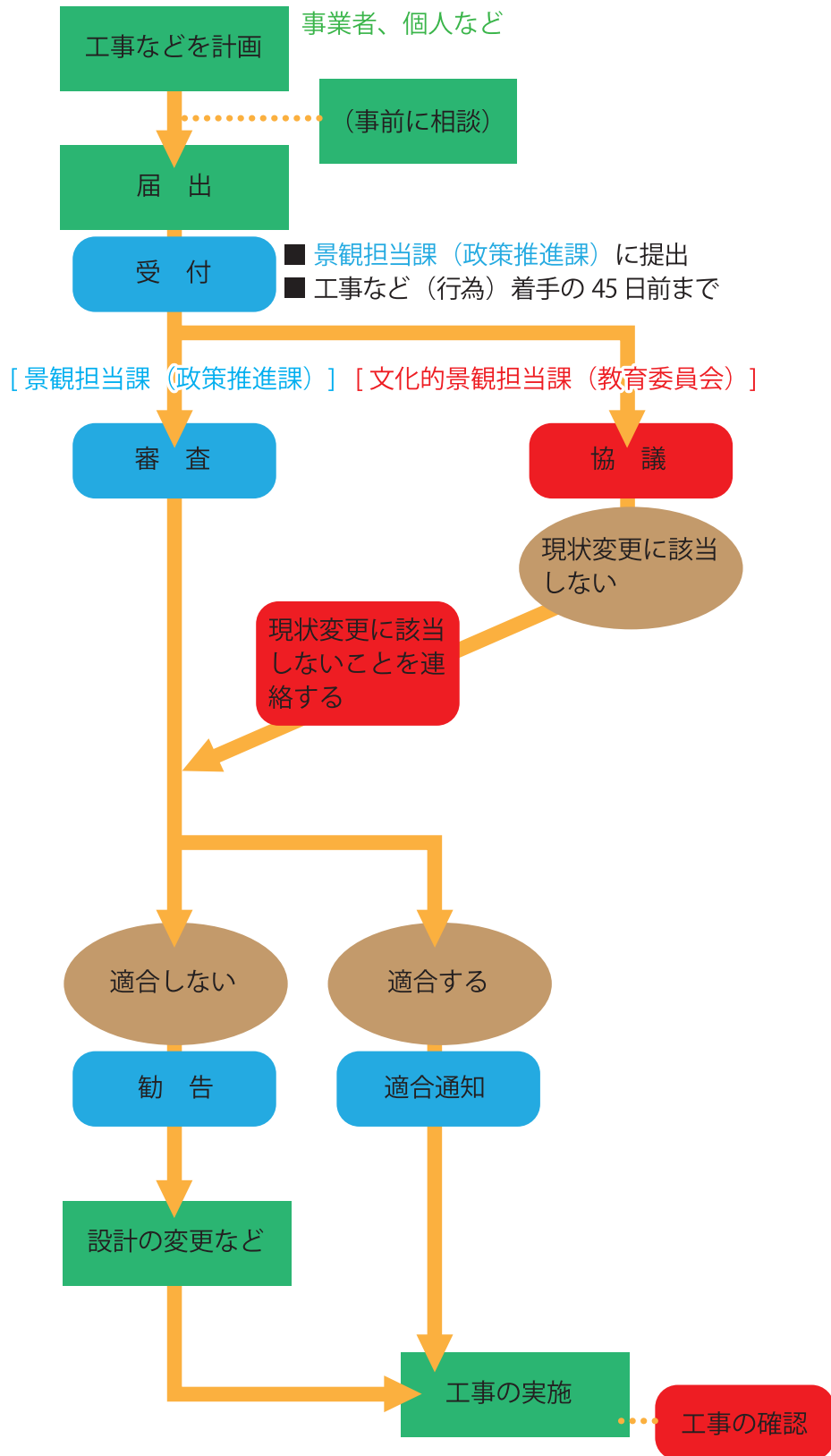
このような現状を踏まえて景観形成を図っていくため、調査で明らかになった左沢の独自性や魅力を、住民と行政、さらに住民同士が共有できる仕組みづくりや、住民の意見を集約して取組みを進めることが必要不可欠である。特に街並みなどは、住民自ら景観形成に参画したくなるような体制づくりを進める必要がある。そのため観光物産協会や商店街などの既存の組織に取組みへの参画を促し、関係機関と住民と行政が協働で文化的景観の保存・活用における運営を進める。

住民や民間開発等を対象とする実際の手続きの流れについては図15・16・17に示した。届出は景観担当課が一括して受付をおこなう。現状変更が必要になる場合のみ（図16・17）文化的景観担当課が、行為を行おうとする事業者等に現状変更届の提出を求め、現状変更届の受付を行い文化庁に進達する。

また公共事業で、現状変更の届出を行なう必要がないとされる行為については、事業に係る情報を大江町内の関係課（建設水道課・政策推進課・総務課・教育委員会など）で共有し、必要があれば当該事業に係る打合せなどに教育委員会（文化的景観担当課）も参加する。

併せて事業の実施にあたっては、住民・事業主体・文化的景観担当課を含む町関係課及び土木や景観等の有識者を含めた事業ごとの検討会等における検討を経て実施することを基本とする。検討会等は、町内及び事業主体と調整を図ることで、事業ごとに町の窓口の一本化を図るとともに、適切な検討が行なわれるようにする。なお、町の文化的景観担当は検討会等の検討にあたり、必要に応じて現状変更対応のために設置している文化的景観の審査会や文化的景観整備検討委員会（仮称）を開催して助言や指導を得る。

また、小規模な工事など事業ごとの検討会等の立ち上げが必要のない工事については、文化的景観の現状変更の届出について審査を行なう審査会を、事業ごとの検討会にかえて実施する。



第4章

図15 手続きの流れ1：現状変更には該当しない場合

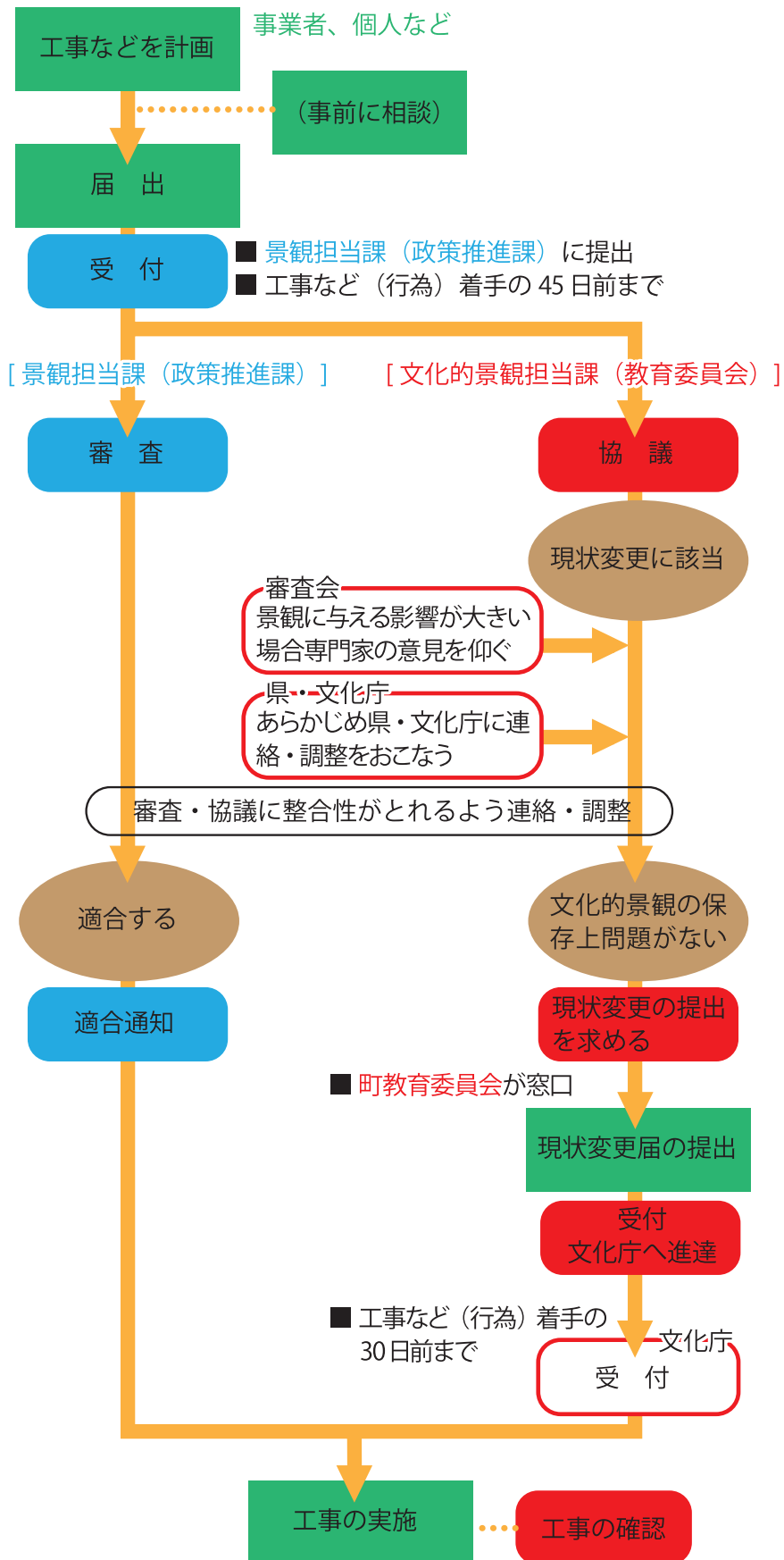


図 16 手続きの流れ2：現状変更該当する・文化的景観保存上問題ない場合

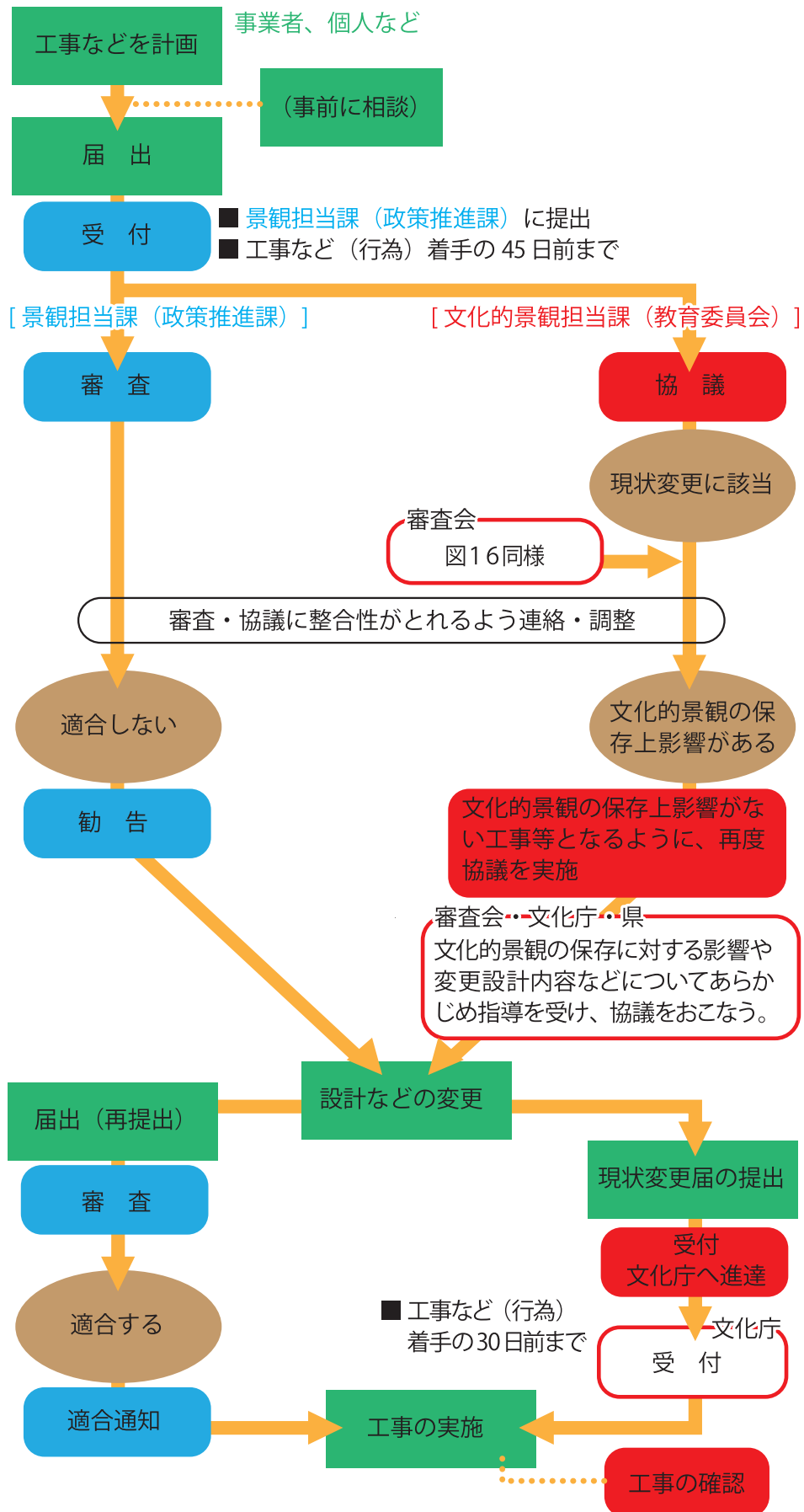


図17 手続きの流れ3： 現状変更該当する・文化的景観保存上問題ある場合

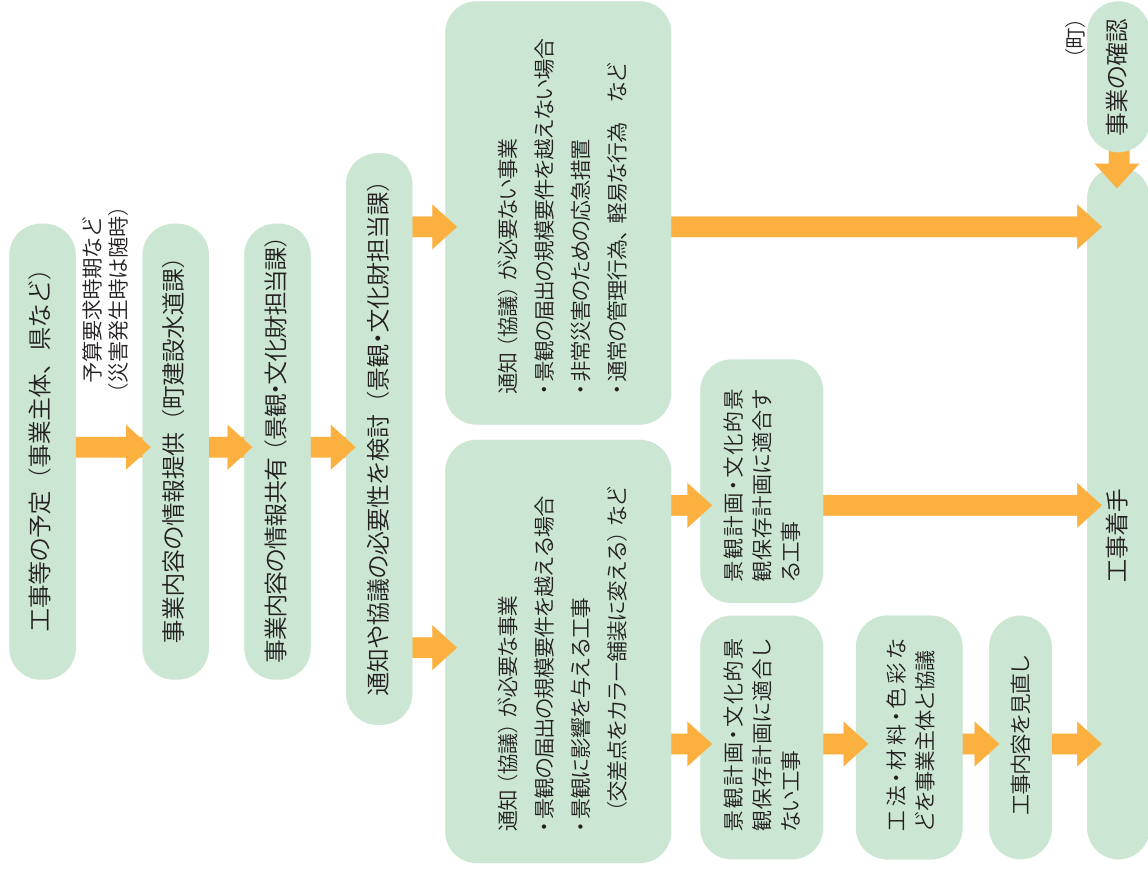


図 18 国土保全事業など現状変更の届出を要しないケースの手続きの流れ

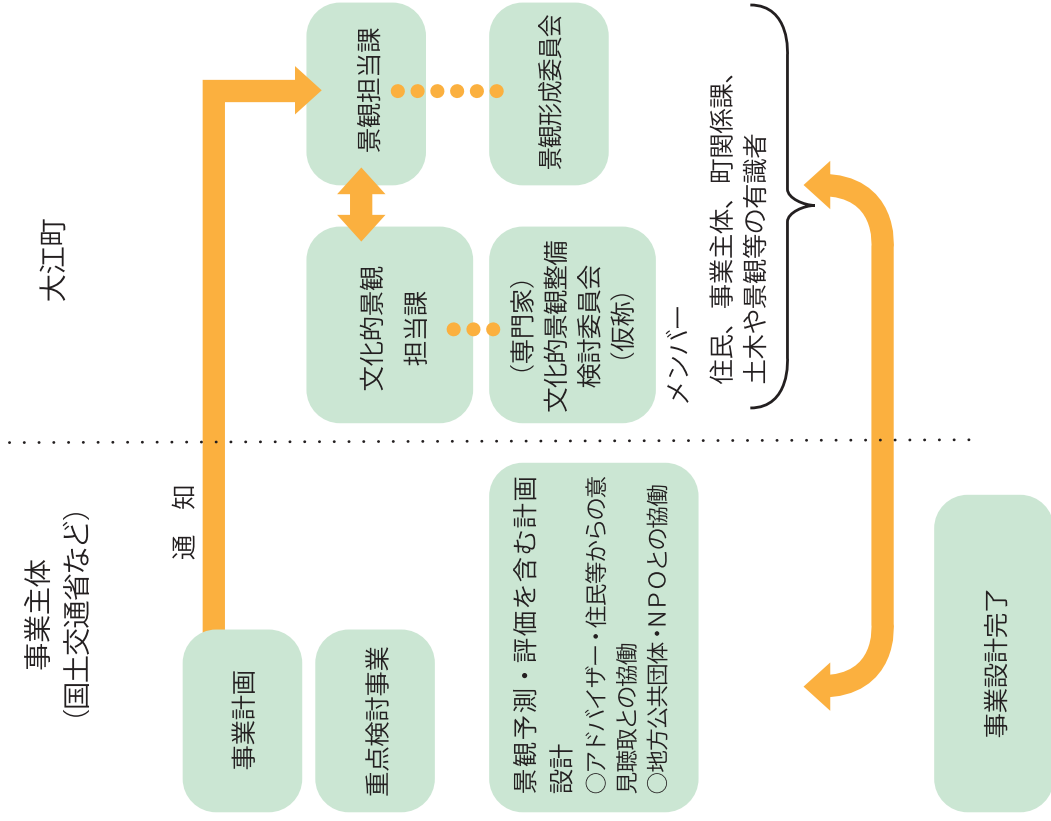


図 19 国土保全事業など現状変更の届出を要しないケースの手続きの流れ  
(事業毎の検討会を立ち上げる場合の事業設計)

## 第2節 体制

文化的景観保存計画の運営にあたっては、学識経験者や専門家と行政そして住民が協働して取組みを進める体制づくりが必要である。

学識経験者や専門家は、文化的景観の特性や価値の継承・価値の向上のための助言や調査を担う。

行政では、文化的景観を担当する課（教育委員会教育文化課）が重要な構成要素の届出や文化財保護法に基づいた保存、整備などを担当し、景観行政を担当する課が重要な構成要素以外の景観法及び景観条例に基づく届出行為について、景観計画に定める景観形成基準に適合するよう必要な措置を行う。町行政内部でも、文化的景観の保存及び活用を図るため、景観及び建設、農林、商工観光等の担当で組織する文化的景観保存活用検討委員会を設置し、情報共有と活用に向けた検討を行うこととする。

景観づくりには住民協働が必要不可欠であることから、学識経験者や専門家による知見をもとに行政が積極的に情報発信を行うことで住民が景観の魅力を再発見し、暮らしの中で自ら景観の継承・創出に参加するような取組みを行う。そのためにこれまでの「大江町文化的景観調査委員会」を発展させた専門家・住民・行政により整備等を検討する組織（「大江町文化的景観整備検討委員会」（仮称））などを設置し、将来的には景観法に基づいた景観計画に関わり住民・専門家・行政で組織している「景観形成委員会」と、組織のあり方を整理して文化的景観の保存活用を進める。

また、商店街や観光ボランティアガイド、観光物産協会など、まちづくり関連の既存の組織と学識経験者や専門家及び行政との連携により、住民が参画して文化的景観を活用した商店街の活性化や交流人口の増大、町の広報に努める。

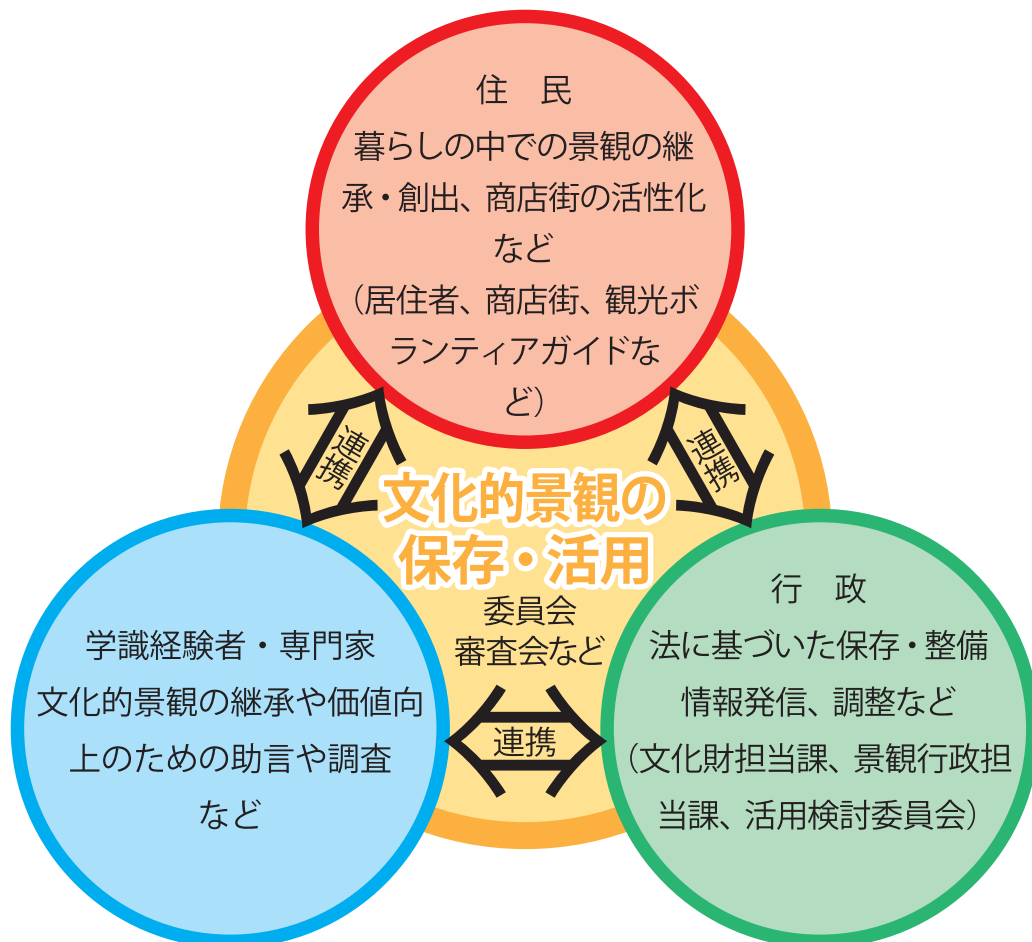


図 20 役割分担と連携

## 第5章 整備・活用の方針

### 第1節 基本方針

「最上川の流通・往来及び左沢町場の景観」には左沢楯山城跡や最上川舟運の歴史、それらを成立させた五百川峡谷などの自然環境、そのなかで積み重ねられた暮らしにより形成された多彩な要素が存在する。整備においては、古き良きものを継承し、再生できるものは再生して、今の時代のものと共存させ、新しいものと融合していくという意味の「復古創新」という理念を掲げながら、文化的景観を推進し、地域の誇りと魅力を高めていく。

[ 全体的な整備の基本方針 ]

#### ■ 「最上川の流通・往来及び左沢町場の景観」全体のなかで評価を行う

「最上川の流通・往来及び左沢町場の景観」において、左沢楯山城跡内の「日本一公園」は最上川を望む眺望との関わりのなかで論じられ、最上川と左沢の百目木は連続性ある空間として捉えることができる。このように個々の構成要素は、「最上川の流通・往来及び左沢町場の景観」総体の中で検討されて評価されたものである。また、各地区の「河川」「遺跡」「市街地」という現状から、法規制や所有者等の条件は異なるが、3地区が一体となって文化的景観としての価値を形成している。

そのため、整備による価値の向上と良好な景観形成については「最上川の流通・往来及び左沢町場の景観」全体の中で評価と検証を行う。

#### ■ 暮らしを継承するための視点を持つ

左沢市街地では、城下町に由来する構造と最上川舟運を背景とした営みが継承された街並みという、複合的な景観に特徴がある。街並みには地名や祭りなど、そこで営まれる暮らしに関わる無形の要素も含まれる。

このような特性から建築や河川の外観の特徴のみを考慮し、外観を凍結的に維持するだけの整備ではなく、そこで営まれる暮らしを継承するためにはどのような整備・活用が必要かという視点を持って取組みを進める。

#### ■ 住民参加を図りながら全国へ情報発信を行う

町広報誌やホームページなどを用い町民に広報していきながら文化的景観保存・活用の気運を高め、左沢と密接につながりがある本郷・七軒地区について、今後の追加申出の範囲として検討し、大江町全体を文化的景観の町につなげていく。

近年、町内の各種団体やサークル等で、町のことを学習しようという動きが盛んになってきている。今後も引き続き生涯学習、地域づくりという観点で町民を対象とした文化的景観の研修会を開催しながら、この地で暮らす誇りづくりを図っていく。そして、定住人口の維持や持続可能な社会の形成に資することを目標とする。

また、本町では観光交流事業を積極的に取り組み、交流によるまちづくりを推進しており、文化的景観も、総合産業といわれる観光への活用を図る。文化的景観の取組みを推進することで、この地で住んでいる誇りがつくられ、住んでよし、訪れてよしの町を形成していくことができ、観光・交流事業に資することができる。

大江町では現在も「まち歩き観光」を行っており、地元の観光ボランティアガイドが町を訪れる人達に魅力を紹介しながら町を歩く取組みが好評を得ている。通年観光としてのまち歩き観光を更に磨きをかけながら誘客拡大を図るとともに、観光パンフレットやホームページなどに文化的景観のまちであることを掲載しながら、全国に情報発信し、観光交流事業に活用する。



## 第2節 地区毎の方針

### (1) 最上川地区

河川管理者と調整を行いながら、河川改修工事等においても五百川峡谷の自然景観を維持・継承するような工法・意匠の選択に努める。

左沢の百目木から月布川合流点付近にかけては、現在も見られる市街地との連続性がある景観と、百目木など当該地の居住者及び左沢居住者の景観認知や意向に配慮した整備に努める。

また、最上川地区の舟運の痕跡や甚句に唄われた景観など、地区の景観についての情報発信を行うためのハード・ソフト両面の整備を検討する。

### (2) 左沢町場地区

市街地の街並みを構成する建築物について、重要な構成要素や歴史的建築物を中心に、対象となる建築物やその維持措置、修理・修景の内容を検討して整備計画を策定し、保存整備を図る。

市街地で継承される囃子屋台などの芸能、秋まつりや初市などの行事、商業などの生業が継承されるように、文化的景観としての評価から付加価値を創出し、住民とともに文化的景観の活用を努める。

また、最上川に由来する景観、国の選定を受けた文化的景観として広く町内外に情報を発信し、左沢居住者が地元の魅力を再発見する説明板等の整備、観光客などの来訪者の受け入れに対応するコース設定や案内など、既存の取組みを評価しながら関係組織とともに検討する。

また、市街地の構造を規定する道路や短冊地割に連続する建築物など、景観を構成する諸要素の整備では、左沢町場地区内、あるいは最上川や左沢楯山城跡など地区外の景観と、整備しようとする要素の関係を整理したうえで、より良好な景観を創出する整備を行う。

表9 「左沢町場地区」の景観を構成する諸要素の整備方針

要素の種類	名称	対象範囲	町が主体となる整備の方針
街並み	小漆川城跡の街並み 近代化により形成された 街並み	全 体	必要に応じて案内の設置や、防災・修景等の工事を実施する（町主体、国庫補助制度を活用）。 また、歴史的建築物を保護するため、町が主体となって、国庫補助を活用して所有者負担による建物外観の補修・修景、建物維持のための修理や防災措置などの事業化を目指す。
	城下と河岸の街並み	全 体	小漆川城跡の街並み全体の整備の方針同様とする。
建築物	重要な構成要素各物件	御免町通り沿い、内町・横町通り沿い、原町通り沿い、最上川沿い	通り沿いの連続した景観継承・創出を誘導するため、町が主体となり、国庫補助を活用して所有者負担による街並みの修理・修景事業などのメニューの作成を目指す。 歴史的建築物については、小漆川城跡の街並みの歴史的建築物の整備の方針同様とする。
		建 築 物	重要な構成要素の建築物を保護するため、町が主体となって、所有者負担に国庫補助を活用し、町も支援する建物外観の補修・修景、建物維持のための修理や防災措置などのメニューと制度の創設を目指す。



### (3) 楯山地区

楯山地区の保存の方針で、史跡部分の保存は史跡の保存管理計画を、整備は「史跡左沢楯山城跡保存整備基本構想」を基本とすることを定めている。

史跡左沢楯山城跡の保存整備は、「町の宝」として「左沢楯山城」が現す歴史から学び、未来へ向けたまちづくりへ資するため、「町の宝」「住民の参加」「ネットワークの構築」「景観の創出」「史跡の魅力・歴史の探求」「価値の保存と真実性の担保」について基本構想で定めた方針に基づいて実施する。

「景観の創出」の方針では、「史跡内では良好な城跡の景観を創出するとともに、城跡を最上川や市街地から見上げた景観や、城から外部を眺めた景観の創出は、左沢の土地利用の特徴を踏まえて文化的景観と連携して実施する」ことを定めている。

また、ネットワークにかかる「文化的景観との連携と役割分担」として、史跡指定地内の保存管理と保存整備は、史跡としての管理や計画をもとに実施することとするが、山城の廃城以降も楯山が左沢の生活で利用されたことを表す植生に見られる二次林や、日本一公園とともに形成された景観認知などについて、文化的景観の評価を考慮すること、文化的景観の取組みで、史跡から眺めた最上川と左沢市街地景観の保全を図ること、史跡の特徴や価値を踏まえ文化的景観の取組みを中心にネットワークの整備を図ることなどを定めている。

散策ルートの構築などを目標とした第Ⅰ期の整備においても、当地で営まれた暮らしの積み重ねが形成した左沢の景観構造を踏まえ、文化的景観と連携したネットワークの構築を図ることを定めるとともに、体制の整備でも、史跡に係るワークショップの取組みや、史跡も含めた文化的景観の取組みで周辺の資源と連携できるような体制を検討することとしている。

なお、本計画において楯山地区全体の保存の方針は、史跡指定地外を含む楯山地区全体では、不必要な樹木の伐採を抑制するとともに、良好な山林環境の創出に努めることと定めている。

# [資料 1] 大江町景観条例

平成 19 年 3 月 13 日 条例第 3 号

改正 平成 24 年 6 月 11 日 条例第 14 号

(目的)

第 1 条 この条例は、本町の自然、歴史、文化や人々の暮らしを踏まえた舟運文化が薫る景観の保全と優良景観の形成に必要な事項及び景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）の規定に基づく事項を定めることにより、町民と行政の協働による景観形成を図り、暮らしの快適性と美しさが調和するまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)「町民」とは、町内に住所を有する者及び町内の土地又は建築物等に関する権利を有する者をいう。

(2)「事業者」とは、町内で事業活動を行う者をいう。

(町の責務)

第 3 条 町長は、本町の景観形成の目標に向けた取り組みを行うとともに、町民の意識高揚を図るものとする。

2 町長は、優良な景観を形成するため、景観形成に関する施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施するものとする。

3 町長は、町民や事業者が協働で行う景観形成に関する取り組みを支援するため、その環境整備を図るものとする。

(町民の責務)

第 4 条 町民は、自らが景観形成の主体であることを認識し、積極的にその役割を果たすよう努めなければならない。

2 町民は、町が実施する景観形成に関する施策に協力し、ともにその推進に努めなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、事業活動の実施にあたって景観形成の妨げになる行為を行わないよう努めなければならない。

2 事業者は、町が実施する景観形成に関する施策に協力し、ともにその推進に努めなければならない。

(景観計画)

第 6 条 町長は、法第 8 条第 1 項の規定による景観計画（以下「景観計画」という。）を定めるものとする。

2 町長は、景観計画を定めようとするときは、第 15 条に定める大江町景観形成委員会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は景観計画の変更について準用する。

(特別景観形成地区及び特別景観保全地区の指定等)

第 7 条 町長は、景観形成上特に重要な地区を特別景観形成地区若しくは特別景観保全地区として指定することができる。

2 町長は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ、大江町景観形成委員会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は指定の変更及び解除について準用する。

(届出を要する行為)

第 8 条 法第 16 条第 1 項第 4 号の条例で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 土地の開墾その他土地の形質の変更

(2) 土石の採取、鉱物の掘採

(3) 木竹の伐採

(4) 屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積

(届出等)

第9条 法第16条第1項の規定により届出をしようとする者は、その届出に係る行為に着手する日の45日前までに、規則で定める事項を町長に届け出なければならない。

2 法第16条第2項の規定により届出をしようとする者は、その変更に係る行為に着手する日の45日前までに、規則で定める事項を町長に届け出なければならない。

(行為に係る適合の通知)

第10条 町長は、前条の規定により届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観計画に定める行為の制限に適合していると認めるときは、当該届出をした者に対し、行為に着手する15日前までにその旨を書面により通知するものとする。

(勧告)

第11条 町長は、前条に規定する届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、当該行為の届出をした者に対し、行為に着手する15日前までに書面により、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。

(届出不要行為)

第12条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 仮設の建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(2) 法令の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は届け出て行う行為のうち、景観の形成のための措置が講じられるものとして規則で定めるもの

(3) その他規則で定めるもの

(無届行為者に係る措置)

第13条 町長は、法第16条第1項の届出をしないで行為に着手した者(以下「無届行為者」という。)に対し、当該行為の種類、場所、設計又は施行方法、施行日程その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 町長は、前項の報告により無届行為者に係る行為が景観計画に定められた制限に適合しない場合は、当該行為者に対し、書面により必要な措置をとるよう勧告することができる。

(景観重要物の指定)

第14条 町長は、景観重要物として法第19条第1項の規定による景観重要建造物、法第28条第1項の規定による景観重要樹木及びその他景観上重要となるものを指定することができる。

2 町長は、景観重要物を指定しようとするときは、大江町景観形成委員会の意見を聴かななければならない。

3 前項の規定は、景観重要物の指定の解除について準用する。

(委員会の設置及び組織)

第15条 景観の形成に関する重要事項について調査審議するため、大江町景観形成委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、委員5名以内で組織する。

(委員)

第16条 委員会の委員は、町長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第17条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって、これを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第18条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(専門員)

第19条 委員会に、専門の事項を調査、研究、審議させるために専門員を置くことができる。

2 専門員は、町長が委嘱する。

(規則への委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第8条から第13条の規定は、平成19年10月1日から施行する。

2 この条例は、平成19年11月1日（以下「適用日」という。）以後に着手する行為について適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## [資料 2] 大江町景観条例施行規則

平成 19 年 9 月 20 日規則第 16 号  
改正 平成 24 年 6 月 18 日規則第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）、景観法施行令（平成 16 年政令第 398 号。以下「政令」という。）、景観法施行規則（平成 16 年国土交通省令第 100 号。以下「省令」という。）及び大江町景観条例（平成 19 年大江町条例第 3 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、法及び条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特別景観形成地区及び特別景観保全地区の指定等の手続)

第 2 条 町長は、条例第 7 条第 1 項による指定及び同条第 3 項による変更をしたときは、指定及び変更に係る事項とその区域を示した図面を告示しなければならない。

2 町長は、条例第 7 条第 3 項による指定の解除をしたときは、その旨を告示しなければならない。

(行為の届出等)

第 3 条 条例第 9 条第 1 項の規定による届出をしようとする者は、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日、完了予定日その他必要な事項を記載した行為の届出書（様式第 1 号）を町長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、次の各号のいずれかに該当したときは、変更事項届出書（様式第 2 号）により町長に届け出なければならない。

- (1) 氏名若しくは名称又は住所を変更するとき
- (2) 完了予定日を延長するとき
- (3) 行為をとりやめるとき

(行為の変更の届出)

第 4 条 条例第 9 条第 2 項の規則で定める事項は、行為の設計又は施行方法のうち、その変更により同条第 1 項の届出に係る行為が法第 16 条第 7 項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外とする。

2 条例第 9 条第 2 項の規定による変更の届出をしようとする者は、行為の変更届出書（様式第 3 号）を町長に届け出なければならない。

(届出書に添付する図書)

第 5 条 第 3 条第 1 項及び第 4 条第 2 項に規定する届出書には、省令第 1 条第 2 項に掲げる図書を添付するものとする。

2 省令第 1 条第 2 項第 4 号の規定による図書は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 条例第 8 条第 1 号に掲げる行為にあつては、開墾その他土地の形質変更の範囲及び方法を明らかにする図面
- (2) 条例第 8 条第 2 号に掲げる行為にあつては、次に掲げる図書
  - ア 採取又は掘採の範囲及び方法を明らかにする図面
  - イ 廃土の堆積の範囲及び方法を明らかにする図面
  - ウ 採取又は掘採をした後に行う措置を明らかにする図面
- (3) 条例第 8 条第 3 号に掲げる行為にあつては、伐採を行う範囲及び伐採後に行う措置を明らかにする図面
- (4) 条例第 8 条第 4 号に掲げる行為にあつては、堆積の範囲及び方法を明らかにする図面
- (5) 前各号に掲げるもののほか、行為を行う場所及びその周辺の現況写真、その他参考となる事項を記載した図書

(許可等を受けて行う行為)

第6条 条例第12条第2号の規則で定めるものは、政令第10条の規定のほか、次に掲げる行為とする。

(1) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の規定による許可に係る行為

(2) 大江町文化財保護条例(昭和50年条例第5号)第10条第1項の規定による指示に従い行う行為  
(届出を要しない行為)

第7条 条例第12条第3号の規則で定めるものは、別表に示す規模のものとする。

(景観重要物の指定等の手続)

第8条 町長は、条例第14条第1項による指定をしたときは、次に掲げる事項を告示しなければならない。

- (1) 指定番号及び指定の年月日
- (2) 景観重要物の名称
- (3) 景観重要物の所在地
- (4) その他必要な事項

2 町長は、条例第14条第3項による指定の解除をしたときは、その旨を告示しなければならない。

(省令第8条第1項第6号に掲げる事項)

第9条 省令第8条第2項の規定により定める方法は、同条第1項第6号に掲げる事項を示した縮尺2,500分の1以上の図面とする。

(景観重要建造物を表示する標識)

第10条 法第21条第2項に規定する標識は、様式第4号によるものとする。

(景観重要樹木を表示する標識)

第11条 法第30条第2項に規定する標識は、様式第5号によるものとする。

(景観上重要となるものの指定の通知)

第12条 町長は、条例第14条第1項に規定する景観上重要となるものを指定したときは、当該景観重要物の所有者若しくは団体に通知するものとする。

(委 任)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条から第7条の規定は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

※ 各種届出の様式は省略、別表(第7条関係)のうち本計画対象範囲はⅡ保存計画編21頁参照とする。

# 文 献

- 鶴岡市郷土資料館所蔵 1846 『御勘定組惣御家人高調帳』
- 安治博道、藤井友六 1923 『新撰 鉄道旅行案内』
- 次郎、野田文六
- 藤 田 真 1928 『山形県人国記』
- 菅 井 半 五 郎 1941 「寒河江城趾」『山形県内に於ける古城趾の研究』
- 沖 津 常 太 郎 編 1941 『左澤城址』
- 北 村 山 郡 役 所 1923 『北村山郡史 下巻』（復刻版）
- 長 井 政 太 郎 1940 『大石田町誌』
- 文 部 省 編 1954 『イリの村の生活とこども』
- 左 沢 町 役 場 1956 『左沢町勢要覧』
- 加 藤 稔・小 林 幸 雄 1958 「寒河江市金谷原のブレイド」『山形考古 4』
- 加 藤 稔・小 林 幸 雄 1959 「山形県寒河江市金谷原の石器群」『歴史 19』
- 左 沢 町 役 場 1959 『左沢町勢しおり』
- 山 形 県 1961 『山形県史 資料篇4 新編鶴城叢書 下』
- 山 形 県 1961 『山形県史 資料篇5 鶏肋編 上』
- 山 形 県 1961 『山形県史 資料篇6 鶏肋編 下』
- 大 江 町 1962 『おおえ 町勢要覧』
- 高 柳 光 寿 ほか 1964 『新訂寛政重修諸家譜 第二』
- 山形市史編集委員会 1968 『山形市史編集資料 第13号』
- 長 沢 正 機 1971 「石刃技法における剥片剥離過程の考察」『山形史学研究 7』
- 大 江 町 1971 『町勢要覧「おおえ」』
- 鈴 木 勲 1973 「最上川上流における水運の一考察」『工藤定雄教授還暦記念論文集 最上川流域の歴史と文化』
- 西 村 山 郡 1973 『編年西村山郡史』
- 左 沢 小 学 校 1973 『左沢小学校百年のあゆみ』
- 山 形 県 1974 「出羽国村山郡村々様子大概書下」『山形県史 資料篇13 村差出明細帳』
- 大 蔵 村 教 育 委 員 会 1974 『大蔵村史』
- 朝 日 町 教 育 委 員 会 1975 『朝日町史編集資料 第五号』
- 渋 谷 孝 雄 1976 「金谷原遺跡の石刃技法の分析」『山形考古 2-4』
- 大 江 町 教 育 委 員 会 1976 『大江町史資料』
- 山 形 県 1976 「最上川通船記」『山形県史 資料篇16 近世史料 1』
- 朝 日 町 教 育 委 員 会 1976 『朝日町史編集資料 第八号』
- 大 江 町 教 育 委 員 会 1976 『大江町史編纂資料 第二号』
- 大 江 町 教 育 委 員 会 1976 『大江町史資料 第三号』
- 堀 伝 蔵 1977 『西川町史編集 資料』
- 大 江 町 教 育 委 員 会 1977 『大江町史資料 第四号』
- 白 鷹 町 史 編 纂 委 員 会・  
白 鷹 町 史 編 集 委 員 会 1977 『白鷹町史 上巻』
- 尾 花 沢 市 史 編 纂 委 員 会 1977 『「かねのなる木」と「古吟集老万句寄」』
- 大 江 町 教 育 委 員 会 1978 『大江町史資料 第五号』
- 鶴 岡 市 1978 『鶴岡市史資料篇 荘内史料集4 大泉紀年 上巻』
- 大 江 町 教 育 委 員 会 1978 『大江町史資料 第七号』
- 山 形 書 画 愛 好 会 1978 『東講商人鑑』（復刻版）
- 丸 山 茂 1978 「左沢氏」『最上四十八館の研究』
- 木 村 礎 1979 『旧領旧高取調帳 東北編』
- 朝 日 町 教 育 委 員 会 1979 『朝日町史編集資料 第十二号』
- 小 野 芳 次 郎 1979 「斎藤半助氏宅調査概要 主屋平面図」
- 横 山 昭 男 1980 『近世河川水運史の研究』
- 金 山 耕 三 1980 「資料紹介 三山詣文章」『山形県立博物館ニュース 第53号』



- 石 井 浩 幸 1981 「平安期における住居の廃絶とその要因 - 大江町橋上遺跡 15号住居を例に -」『西村山地域史の研究 4』
- 大江町教育委員会 1981 『大江町史資料 第十一号』
- 角川日本地名辞典編纂委員会 1981 『角川日本地名大辞典 6 山形県』角川書店
- 大江町教育委員会 1982 「補出羽国風土略記 十之下」「宗古録」『大江町史資料 第十二号』
- 大江町教育委員会 1982 『大江町史資料 第十三号』
- 大江町老人クラブ連合会 1982 『大江町の石仏』
- 朝日町教育委員会 1982 『朝日町史編纂資料 第十七号』
- 長井市教育委員会 1982 『長井市史 第二卷(近世編)』
- 渡 部 史 夫 1983 「最上芋の生産と流通」『国史談話会雑誌 24』
- 山 形 新 聞 社 1983 『山形県大百科事典』
- 山 形 県 1983 『山形県史 資料篇 1 8 近世史料 3』
- 寒河江市教育委員会 1983 『寒河江市文化財調査報告書第 1 集 寒河江市の石造文化財』
- 大江町教育委員会 1984 『大江町史』
- 高橋 郁夫、阿子島 功ほか 1984 『橋上遺跡発掘調査報告書』
- 大江町老人クラブ連合会 1984 『大江町の年中行事』
- 大江町教育委員会 1985 『大江町史 地誌編』
- 山 形 県 1985 『山形県史 第二卷』
- 大 石 田 町 1985 『大石田町史 上巻』
- 山 形 県 立 博 物 館 1985 『山形県の絵馬 所在目録』
- 山 形 県 1986 『土地分類基本調査』
- 金 山 耕 三 1986 「史料紹介 最上川川絵図」『山形県立博物館研究報告 第 7 号』
- 朝日町教育委員会・朝日町長寿クラブ連合会 1986 『朝日町の石仏』
- 大江町教育委員会 1986 『大江町史 年表編』
- 土 田 茂 範 1987 『青芋と俳諧』
- 松 山 町 1987 『松山町史 上巻』
- 大江町老人クラブ連合会 1987 「古峯神社」『大江町の祭り』
- 村 田 修 三 編 1987 「左沢城」『図説中世城郭事典 第一巻』
- 朝日町教育委員会 1988 『朝日町の歴史』
- 山 形 県 1989 『山形県史 要覧 別編Ⅳ』
- 石 井 浩 幸 1990 「縄文時代の「石刃核」- 西村山地域の集成 (一) -」『西村山地域史の研究 8号』
- 大江町教育委員会 1990 『大江町の絵馬 三』
- 米沢市史編さん委員会 1991 『米沢市史 第二卷 近世編 1』
- 大江町文化財保護委員会 1991 『大江町の絵馬四』
- 藤 田 淳 1992 「金谷原遺跡出土石器群の研究」『東北文化論のための先史学歴史学論集』
- 大江町老人クラブ連合会 1992 『大江町の語り部』
- 大江町文化財保護委員会 1992 『大江町の絵馬五』
- 米沢市史編さん委員会 1993 『米沢市史 第三卷 近世編 2』
- 八 木 幸 男 1993 『江戸の祭り囃子考』
- 大江町文化財保護委員会 1993 『大江町の絵馬六』
- 菊 地 和 博 1993 「青芋の生活文化史」『山形県立博物館研究報告書 第 14 号』
- 加藤 稔・渋谷 孝幸  
雄・石井 浩 幸 1994 「山形県金谷原遺跡の調査」『第 8 回東北日本の旧石器文化を語る会予稿集』
- 村 山 民 俗 学 会 1994 『村山民俗 第 7 号』
- 大江町文化財保護委員会 1994 『大江町の絵馬七』
- 高 橋 恒 夫 1995 『最上川須院の大石田河岸の集落と商人』
- 大 江 町 1995 『歴史の証言』
- 金 山 耕 三 1996 「左沢御領内御絵図」『西村山の歴史と文化Ⅲ』
- 佐 野 賢 治 1996 『虚空蔵菩薩信仰の研究』
- 横 山 昭 男 1998 『山形県の歴史』
- 斎 藤 茂 吉 1998 「最上川」『斎藤茂吉選集 第十一巻』(第 2 刷発行)

国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所	1998	「大江町大字左沢橋山（楯山公園・最上川舟唄碑前）左岸」『最上川電子大辞典』
山形地域観光振興協議会	1998	「楯山公園からの最上川」『山形地域の絵になる風景』
大江町教育委員会	1999	『大江町史資料 第十四号（絵図・地図）』
寒河江市史編さん委員会	1999	『寒河江市史 中巻 近世編』
大江町教育委員会	1999	『大江町史資料 第十四号（絵図・地図）』
小 関 昌 一	1999	『大江町の歴史探訪 地名を探る』
松 田 進 ほか	2000	『七軒東の郷土史』
山辺町史編纂委員会	2000	『山辺町史資料集 第三集 資料 山辺町の石仏と石碑』
大江町教育委員会	2001	『大江町史資料 第十六号』
阿 部 明 彦	2001	「古代最上郡に於ける9世紀中葉の土器様相」『山形考古 7-1』
横 山 昭 男	2001	『最上川と奥州浜街道』
大江町、大江町産業振興公社	2001	「楯山公園」『おおえ満タン！観光GUIDE』
金 山 亮	2002	『光明院（金山家）の来歴』
「遊歩百選」事務局（読売新聞大阪本社事業局スポーツ事務局）	2002	「大江町・最上川舟唄のふる里」『遊歩百選』
大江町教育委員会	2003	『大江町史資料 第十七号』
渡 辺 吉 兵 衛	2003	『渡辺吉兵衛家の歩み』
山 形 県	2003	『レッドデータブックやまがた 動物編』
青 森 県 郷 土 館	2003	『青森県山車祭礼調査報告書』
梅 津 保 一	2004	「最上川と文学」『最上川文化研究 2』
山 形 県	2004	『レッドデータブックやまがた 植物編』
佐 竹 与 惣 治	2004	『おらだの村 田代』
大 江 町	2004	「楯山公園（日本一公園）」『最上川舟運の港町 おおえ』
藤 井 尚 夫	2005	『ドキュメント戦国の城』河出書房新社
保 角 里 志	2005	「古代最上川水駅と中世舟運への展開」『最上川文化研究 3』
高 山 法 彦	2005	『増補 法彦集』
菊 地 和 博	2006	「青葙と最上川と北陸地域」『最上川文化研究 4』
大江町教育委員会	2007	『大江町史 近現代編』
大江町教育委員会	2007	『左沢楯山城跡発掘調査報告書（9）』
朝日町史編さん委員会・朝日町史編集委員会	2007	『朝日町史 上巻』
米沢中央高等学校科学部顧問佐藤五郎ほか	2007	「河川環境資源の活用と地域活性化に向けた活動（最上川流域において）」
大江町産業振興課・大江町観光物産協会	2007	『最上川舟運の港町大江町左澤散策マップ』
山形広域観光協議会	2008	「楯山公園と水郷左沢」『やまがた観光虎の巻 観光基礎知識ミニハンドブック』
大江町教育委員会	2009	『左沢楯山城跡』
大江町教育委員会	2009	『大江町史 近現代年表編』
結 城 登 美 雄	2009	『地元学からの出発』農山漁村文化協会
入 江 宣 子	2009	『祭・芸能・行事大辞典（上）』朝倉書店
大 江 町	2009	『大江町誕生50周年記念町勢要覧 四つの表情に見る大江町』
柴 田 研 吾	2010	『最上川築漁と暮らし』村山民俗学会
大江町教育委員会	2010	「地誌編輯取調書」『大江町史資料 第十九号』
山形県教育委員会	2011	『「最上川流域の文化的景観」調査報告書』
佐 藤 優	2011	「東日本の青麻神社信仰」『日本民俗学会年会 発表資料』
大江町観光ボランティアガイドの会「舟唄の里案内人」	2011	「楯山左沢城、日本一公園（楯山公園）」『大江町観光ガイドマニュアル』
大 江 町	1962 ～ 2009	『広報おおえ』第22号～第483号
左 沢 小 学 校	1962 ～ 2012	『はやせ』

最上川の流通・往来及び左沢町場の景観保存計画書

平成 24 年 7 月 23 日

発行 大江町教育委員会

〒 990 - 1163 山形県西村山郡大江町大字本郷丁 373 - 1

電話 0237 (62) 3666

印刷 寒河江印刷株式会社

〒 991 - 0061 山形県寒河江市中央工業団地 58